

埼玉県
皆野町

地域おこし協力隊 募集中!!

あなたのアイデアを生かしてみませんか？



業 務 概 要

移住・定住促進プロデューサー

- ・移住相談及び移住者（移住希望者）へのサポート
- ・空き家の有効活用
- ・農業、商工業の振興に係る業務

現在、皆野町が抱える大きな課題は人口減少の抑制とまちの活性化です。人口減少に伴い、町内の空き家が増えてきています。一緒に空き家の活用方法の模索や移住者の手助けをとおしてまちを盛り上げてみませんか。

移住定住や地域活性化に向けて、意欲的に活動できるかたを募集しています。

皆野町魅力発信プロモーター

- ・SNS や Web サイトを活用して、
町の魅力や情報を発信
- ・地域活動への参加及び参画

皆野町は、四方を山々に囲まれた秩父盆地にあり、町の中央を流れる荒川、四季を彩る花々など、自然に恵まれています。また、秩父音頭発祥の地として「秩父音頭まつり」を毎年開催しており、長い歴史と伝統がある町です。まだまだ伝え切れていない皆野町の魅力を世界中に発信してみませんか。

情報発信の仕事がされていたかたや学校等で学ばれていたかたを募集しています。

募 集 要 項

<h2>募集対象</h2>	<ul style="list-style-type: none"> ・皆野町の活性化のために真摯に活動ができるかた ・心身ともに健康で、地域住民や関係者と協力して活動できるかた ・次に該当しないかた <ol style="list-style-type: none"> ①成年被後見人及び被保佐人 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・三大都市圏、都市地域等（過疎地域外）から皆野町へ住民票を異動出来るかた ・パソコンの一般的な操作ができるかた 	<h2>待遇</h2> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険に加入します。 ・住居については、家賃や光熱水費、生活用品の補助をおこないます。 <ul style="list-style-type: none"> 家賃：上限月額4万7千円 光熱水費：上限2万5千円 生活用品：10万円 ・活動に使用する車両・パソコンは貸与します。 <h2>福利厚生</h2> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者を対象とした研修会もあります（参加費の補助有り）。 ・有給休暇については、労働基準法その他関係法令により定めます。 	
<h2>募集人数</h2>	2人	<h2>応募期間</h2>	平成30年7月17日（火）まで（必着）
<h2>活動場所</h2>	皆野町内 （主たる事務所は、皆野町役場2階みらい創造課）	<h2>選考方法</h2> <ul style="list-style-type: none"> ・書類選考 応募締切後、書類選考して、結果を応募者全員に通知します。 ・面接（一次・二次） 一次面接（8月上旬）の会場は都内、二次面接会場（8月中旬）は皆野町役場を予定しています。 時間やその他の詳細については、書類にて通知します。 ・最終結果 平成30年8月31日（金）までに文書で対象者に通知します。 ※選考過程及び選考結果に等に関するお問い合わせにはお答えできません。 ※応募に係る経費（書類作成費、交通費等）は、全て応募者の負担とします。 	
<h2>勤務時間</h2>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、月～金曜日の週5日 ・午前8時30分から午後5時15分まで（7時間45分）（昼食休憩1時間） <p>※時間外及び休日活動を行うことがあり、その場合は、振替対応とします。</p>	<h2>応募方法</h2> <p>下記書類を応募・問合せ先へ提出又は郵送してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①皆野町地域おこし協力隊応募用紙 （町ホームページからダウンロード可能） ②住民票の写し（現住所地記載のもの） <p>※応募書類は返却いたしません。また、提出いただいた個人情報については、本選考用務のみに使用し、他の用途には使用しません。</p>	
<h2>雇用形態</h2> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤の特別職（嘱託員）として、町長が任用します。 ・初年度の任用期間は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までとします。 ・次年度以降の任用については、活動状況や実績を勘案して更新することができ、最長で3年間とします。 ・協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても任用を取り消すことができるものとします。 ・隊員としての活動に支障がない範囲での副業を認めます。ただし、事前に町長へ届け出るものとします。 			
<h2>期間</h2>			
<h2>給与</h2>	月額 166,000円（税・社会保険料等の控除あり）		



お問い合わせ

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420 番地 1
 皆野町役場 みらい創造課 みらい創造担当
 電話 0494-26-7334（直通）
 ホームページ <http://www.town.minano.saitama.jp/>